産業保健活動の国際比較

[研究メンバー]

主查 矢野栄二 帝京大学医学部教授

行山 康 富士通川崎病院院長 鱸 英彦 東洋紡本社診療所所長

大山高令 関東逓信病院内科医師 田川一海 三井記念病院消化器内科部長 落合孝則 富士通川崎病院健康管理課長 三好裕司 明治生命東京診療所所長 小林敏生 福島医科大学医学部助教授 村田勝敬 帝京大学医学部助教授

小林廉毅 東京大学医学部教授 森 正樹 さくら銀行九段健康センター長

斉藤恒博 帝人東京本社診療所医師 山岡和枝 帝京大学法学部助教授

篠崎敏明 小名浜製錬所健康管理室産業医

一色
一色

[報告書目次]

- I 産業保健に関する国際的な制度
 - 1 産業保健に関する国際的な取り決め
 - 2 健康サーベイランスのあり方についての現代的な見方
- Ⅱ 諸外国における産業医制度・健康サーベイランス
 - 1 英国における産業医制度と健康サーベイランス
 - 2 ドイツにおける産業医制度
 - 3 フランスにおける産業医制度
 - 4 オランダにおける産業医制度
 - 5 米国における産業医制度
 - 6 フィンランドにおける産業医制度
 - 7 韓国における産業医制度
 - 8 ユーゴスラビアにおける産業医制度
 - 9 まとめ

[内容要旨]

わが国の産業保健制度は、戦後一貫して充実強化され、詳細な規定を持つ体系として作り上げられている。一方、今日様々な分野で国際化、世界標準ということが言われ、わが国の産業保健制度においても世界の動向に範をとろうとする動きがある。

一般に産業保健に関する制度の体系には「自主対応型」と「法律準拠型」があるといわれる。 現在までのわが国の制度は後者に属し、一律、定期、強制に行われる健康診断の規定はその一例 である。これに対し欧州諸国では、かつてはわが国のような法律準拠型が殆どであったものが、 次第に結果責任を伴う自主対応型への移行が行われているという。

本研究では、わが国における国際標準の導入とそれによる制度の基本の転換の可能性を探るため、諸外国の職域健康サーベイランスの現状について調べ、比較検討することを目的とした。

1 基本的な方向

健康サーベイランスをはじめとした産業保健活動のあり方は、ILOの安全衛生に関する諸条約や、欧州連合理事会の安全衛生枠組み指令に示された考え方に沿って変貌しつつある。そのキーワードは、一律に定められた規則を守ることから、個別の状況に対する総合的、合理的な自主対応型アプローチへの転換である。1997年のILOの健康サーベイランスに関するガイドラインは、この流れを示す一つの指標だと考えられる。

各国の職域における健康サーベイランスの内容は、まだまちまちであるが、対象が職業上の疾病、健康影響に限られることでは、従来から一致している。一般健診は、行われるとしても企業が自発的に行うものであり、内容はさまざまである。

2 諸外国における産業医制度・健康サーベイランス

調査は、英国、ドイツ、フランス、オランダ、米国、フィンランド、韓国、ユーゴスラビアについて行われた。以下では、英、独、仏、米の各国の状況を概観する。

ア、英国

英国の労働安全衛生法は、自主的対応型法律であって、基本的に必要な事項だけを規則で強制し、細部は雇用主の自己責任による対応に委ねている。

健康サーベイランスの実施は、安全衛生マネージメント規則において、主要な事項の一つにあげられている。規則、ガイドラインに示されている健康サーベイランスの内容は、極めて概括的なものから比較的詳細なものまでまちまちであるが、その内容に含まれているものは、医学的検査にとどまらず広範である。兆候の自己申請、監督者・管理者によるチェックも健康サーベイランスの一部となっている。

イ、ドイツ、フランス

両国とも、産業医の投入時間が法で詳細に規定されていることに大きな特長がある。

産業医に期待される活動内容としては、医学的事項以外の予防的活動が広く含まれ、包括 的に対応することが求められている。

ウ、米国

全ての労働者に対する義務的な健診や医療診断の規定がない。合衆国における労働者の大分部は、仕事に関連した健診や医療診断を受けず、個人の責任にまかされている。ただし、鉛、水銀、アスベストまたはその他の有害物質のような特定の危険物に対しては、特別の基準があり、この基準によって曝露の限度が定められており、曝露する労働者には健診や医療診断を行って基準を満たすよう求められている。

健康サーベイランスが求められている基準の主体は、有害科学物質の取扱いに関するものであり、一般健診に類するものは含まれていない。ここでは、健康診断が労働者へのサービスというより、むしろ労働者のプライバシーが侵されることの問題が強調されている。

米国でも英国と同様に、産業医の任命を法律では求めていない。しかし、大企業では、保 健部門を有して産業保健専門医を雇用していることが多い。